

気象警報発令・避難勧告等の発令及び地震発生に伴う措置について

- 1 北大阪(摂津市)に**暴風警報(暴風特別警報)**または**大雨特別警報(以下暴風警報等)**が発令されている場合、また、校区内に**避難準備情報・避難勧告及び避難指示(以下避難勧告等)**が発令された場合
 - ◆午前7時時点で発令中の場合は、自宅待機とする。
 - 避難準備情報・避難勧告及び避難指示が出ている場合、避難の是非は各家庭で判断してください。
 - ◆午前9時まで解除された場合は、その時点で登校を始める。
 - ◆午前9時まで解除されなければ、臨時休校とする。

- 2 その他の**気象警報(大雨、洪水など)**が発令された場合、及び摂津市内の本校校区外**避難勧告等**が発令された場合、
 - ◆登校を原則とする。ただし、校区内の広域に危険であると判断される場合は、**6**に従う。

- 3 在校中で、北大阪(摂津市)に**暴風警報等**が発令された場合、及び**避難勧告等**が発令された場合
 - ※北大阪(摂津市)に**暴風警報等**が発令された場合
 - ◆安全状況を確認の上、教育活動を打ち切り、下校させる。
 - ※本校区内に**避難勧告等**が発令された場合
 - ◆安全状況を確認の上、教育活動を打ち切り、保護者に引き渡す。
 - ※摂津市内本校校区外に新たに**避難勧告等**が発令され、本校校区でもその危険度が増したと判断できる場合
 - ◆安全状況を確認の上、教育活動を打ち切り、原則として教員引率のもと集団下校させる。

- 4 **震度5強以上の大規模地震(余震)**が発生した場合
 - ◆登校開始前に発生した場合は、臨時休業日の措置とし、避難所への避難等の是非は各家庭で判断してください。
 - ◆登校中の場合は、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させ、原則として速やかに登校する。
 - ◆在校中に発生した場合は、安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督にあたる。校舎内及び周辺の被害状況を見届け、安全確認の上、保護者に引き渡す。
 - ◆下校中の場合、危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、原則として速やかに下校し、保護者の管理に任せることを基本とする。

- 5 **震度5強未満の地震(余震)**が発生した場合
 - ◆登校を原則とする。校区の被害状況を的確に把握し、生徒の安全確保の上から、校区内の広域に危険であると判断される場合は、**6**に従う。

- 6 その他、校区内の広域にわたり危険な状態であると判断される場合
 - ◆教育委員会と連絡を取った後、休校措置をとることもある。その場合は、学校からの“せつつ安全安心メール”の発信や電話連絡等で別途知らせる。